

午後3時11分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番田中保光議員の質問を許可します。4番田中保光議員。

（4番田中保光君登壇）

○4番（田中保光君） 皆さん、こんにちは。本日の一般質問の最後を務めさせていただきます4番の田中保光でございます。

本日は御多忙の中に、多くの方が傍聴いただきますことを、まずもってお礼を申し上げます。

まず、3月末日をもって退職をされます28名の職員の皆さん、長年、旧甘木市、旧朝倉町、同じく杷木町の職員として、さらには合併後の朝倉市の職員として、市と町の発展のために寄与され、ここに退職されますことを、心からお祝いを申し上げ、御慰労を申し上げるところでございます。

また、市長におかれましては、まだ期日はございますけれども、4月22日の任期満了をもって御勇退をされるわけでございます、約10年間の市政のかじ取り役として、また旧甘木市、あるいは朝倉市の市民の福祉の向上と市政の発展のために御尽力をいただきましたことを、心から御慰労を申し上げる次第であります。

ともに、これまでの数々の御苦勞に対し、御慰勞申し上げる次第ですが、退職後は健康に留意をされ、朝倉市は新市として出発をしたばかりでございます。これからも朝倉市を外側からながめていただき、市政の発展のために御支援と御協力を賜りますことをお願いをするところでございます。

さて、リーマン・ショックによります100年に1度と言われる世界的な不況の中で、我が国の経済は回復の傾向にあると言われておりますけれども、その実感がまだ感じないところでございます。さらには、今年卒業の高校生の就職率も過去最低であるということや、市場におきましては、物価が下落するデフレ傾向に進んでいるということ、それから、世界的な企業でありますトヨタのリコール問題と、今後の我が国の経済に与える影響が、さらに心配をされているところでもございます。

朝倉市においても、この不況の中で、市税の大幅な連続減少とその厳しさを実感するところであり、市といたしましても財政改革の推進はもとより、可能な限りの雇用対策、あるいは経済対策を進めていくということも求められているのではないかと思います。今後執行部と議会がそれぞれの役割のもとで、活力ある朝倉市建設に向けて頑張っていくことが、私どもに課せられた使命であると考えております。

以下、質問席から、通告に従い、質問を続行させていただきますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

(4番田中保光君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 4番田中保光議員。

○4番(田中保光君) それでは、まず最初に、通告に従いまして、朝倉農業高等学校跡地活用の進捗状況についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、朝倉農業高等学校の管理と実施計画募集の処理状況ということについてお尋ねをしたいと思います。

朝倉農業高等学校は、3月末をもって完全に閉校となるわけでありまして、学校跡地といたしましては、もう既に御承知のように、校友会用地約6万平米、福岡県有地約6万平米、合わせまして12万平米と、広大な用地を有しておるところでございます。この土地の活用については、朝倉市が校友会より寄附を受け、また、県有地は福岡県より有償で払い下げを受けて、朝倉市の活性化のために一括活用をしていくという方向で、今日まで取り組みが進められてきました。

市といたしましては、そういうことから、平成20年の4月に庁内検討委員会が設置され、さらに、外部によりまして15名の委員による朝農跡地活用計画検討委員会が設置され、昨年12月までに9回の検討委員会が開催され、活用計画策定の取り組みも進められてきたところであります。

その内容は、跡地活用の基本方針として、一つ目に卒業生の思いを最大限に生かした活用、二つ目に地域の農林業の再生、活性化に資する活用、三つ目に市民の健康増進対策を推進する活用、四つ目に市内だけでなく、市外からのアイデア、人材の導入、五つ目に新しい財、あるいは人材、価値の算出、六つ目に財政負担に頼らない自立した運営であります。そういう基本方針によりまして、具体的な方向として記念碑モニュメントの整備、防災機能を備えた総合体育施設の整備、市民活動の拠点としての整備、公共施設等の誘導、市内農林業の再生、新たな発展の源泉としての整備、農林業体験学習や、これは食と農林業教育等でございます、市民農園としての活用とする方向性が決定されているところでございます。

市は、昨年11月に朝倉農業高等学校跡地活用計画に基づいた実施計画と管理主体となれる団体の募集が実施されました。そして、11月の30日で締め切られたところであり、3社から提案応募があつていると聞いておるところでございます。

この提案については、現在どのように審査なり、処理がなされ、この提案内容とあわせ、今後どのように実施計画策定を具体的に進めていこうとされている

るのか、その状況を、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長（伊東功君） お答え申し上げます。

現在3社より、跡地活用につきまして提案をいただいております。当初の計画といたしましては、平成22年4月1日付で校友会用地、県有用地ともに朝倉市に所有権移転ができる予定で進んでおりましたので、提案者の決定をしていくようにいたしておりました。しかし、県有地の譲渡時期が、県内の閉校になった他の高校の処分に関係によりおくれることになったことや、市としての実施計画が明確でないことにより、校友会用地内の農地を、農地法第3条の許可がいただけませんでしたので、審査時期につきましては、市が実施計画を作成し、農地法第3条の許可及び県有地の所有権移転の時期が确实視される時期に審査をいたしたいというふうに思っております。

経過といたしましては、過去に公文書を持って1回、口頭で2回、さらに今回3月1日付で公文書を持って、審査時期がおくれるということのお願いをいたしております。

それから、実施計画につきましては、先ほど議員申されましたように、基本計画に基づき、市が作成していきますが、具体的には決定をされた提案者と十分協議をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） 今回の答弁を聞きますと、全然前に進んでないというのが実態のようでございます。

やっぱり、ここで考えていかにやならないのは、後でも、まだこの件はお尋ねをしていくわけですけれども、朝倉農業高等学校、まずは校友会が朝倉市に用地を寄附をしましょうという時点から、もうおおむね2年経過いたしておるわけです。これはもともと何なのかといったときには、やはり財団でございますので、まずは財団の部分の整理をしていこうというのが、朝農の校友会には第一の大きな目的があるのではないかなと。その校友会の用地を、やはり卒業生の思いを含めながら、この朝倉市の活性化に役立たせていただくということから、朝倉市に寄附をしようというのを選定をされたのではないかな、まず、私はそのように理解をいたしておるところでございます。

そういうことから考えますと、やはり、この朝倉農業高等学校の活用については、基本計画、基本方向性、そういうものはこれまでまとまっておりますけれども、具体的な活用計画をまとめていかないと、この辺の整理が、まずおくれる。後でまたお尋ねしますけれども、そういうことを私は基本に持っておかにはいけないのではないかとこのように思っておるところでございます。

そういうことで、応募された部分についてはそのままになっておるようでございますが、既に締め切り後3カ月を経過をいたしております。そういうことで、いまだに審査結果をどうやっていこうとか、そういう方向性もまだ見えてこない。こういうのが実態であろうというふうに思います。

応募者につきましては、早い時期に結果を出して、通知をしていく、こういう状況から審査ができませんということよりも、私は審査はできていくのではないかなど。できないということほど、私は何があるのかなど、逆に思うわけです。そういうことで、これを延ばすことにおいて、私は提案された提案者等からも信頼を、一生懸命やっていこうということで、短い期間で計画をされて応募されているわけですから、そういう信頼感というものを、まずは失ってしまうんじゃないか。朝倉市は何しているんだというようなことになるのではないかなどというふうに思っております。

そういうことで、この跡地活用策が、応募はあってますけれども、その辺の処理がおくれておる、その原因は何があるのか、もう一度その辺を基本的にお聞きをしたいと思えます。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（井上恒夫君） 今、プロジェクト推進室長が申しあげましたように、結論から申し上げますと、審査につきましては、県有地、あるいは校友会用地等の取得が可能になる時期ということで、6月議会等が、県から通知されてますので、そういう時期になるのかなど思っております。

それで、当初は4月1日の取得でございましたので、担当課長が申しあげましたように、年度内に結論を出すような方向で、11月末ということで締め切っておりました。最大の課題となりましたのが、具体的な活用計画について、申請者については記載をされております。朝倉市が、今議員がおっしゃいましたような柱をもとにした具体的な活用計画について、きょう現在まだでき上がっておりません、朝倉市の実施計画というものがですね。そういうものも一定つくった中で、その中の朝倉市が持っている計画と、業者の出したアイデアとの整合性をキャッチボールしながら、ヒヤリング等しながら、もう少し煮詰めて、審査をしていく必要があるというようなことで、当初考えておりましたスケジュール、スタンスと、結果としておくれてきたことから、朝倉市のスタンスを若干変えたところがありますので、議員方にわかりにくいかもしれませんが、今、議員がおっしゃるように、審査結果をいたずらにおくらせておると、方向性もないではないかということではございませんで、若干方向性が変わった部分はありますが、早急に朝倉市のスタンスを決めまして、その考え方に基づいて審査をしていこうと。その時期については、担当課長が申しあげました

ような、用地についての取得が可能な時期にしていきたいと。

前段で議員がおっしゃいました、校友会の思いについては十分承知いたしておりますが、基本計画をつくる中で、やはり12万平米一体的に活用していこうというような、朝倉市の大きな基本方針がございます関係から、いろいろ校友会には御迷惑をかけておりますが、県有地の譲渡というものとあわせた中での対応をさせていただきたいということで、基本的には考えを持っておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） 今の答弁を聞いておりますと、逆に言いますと、11月に応募したことが、何かちょっと、考えるなら早まったと、そうしか私どもには聞こえないわけですよ。いわゆる、今総務部長が答弁しますように、私もそう思ってます。後でまた具体的には聞こうと思っておったところですけども、やはり、朝倉市がどういう方向性で、この跡地を活用していこうかというものが全然決まらないままで、いろいろな大筋だけが決まってきた。そこで、さあ、次に移ろうかと言ったときに、移る要因ができてないと移れないというのが現状だということであれば、11月で締め切って、言うならば、その問題があるなら、11月、12月、1、2月、4カ月あるわけですよ。そういうスタンスは、内部として当然にまとめてくるべきではないかなと、私はそのように思っております。それが、いまだスタンスが決まってない。それはどういうことかな。

朝農用地の校友会のほうも、3月31日が終われば、校友会の設置目的というのは完全になくなるわけです。だから、その時点では、即お渡ししましょうということで、寄附契約やらも当然結ばれてきておると思います。それは4月1日でやろうと言ったものが、どうもまた、その辺で県有地がおくれるから、校友会の用地もおくれてくるんだよというようなことも、どうも今の中ではあるように感じるわけですが、その辺はどういうことですか。そういうことではないんですかね。

○議長（柴田裕隆君） プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長（伊東功君） 当初の計画から、大きな要因といたしましては、県有地が6月定例県議会後に譲渡の具体的な話が出てくるというのが1点あります、まずは。それで、じゃあ、全体を一体として使うときに、校友会用地だけで実施計画ができるのかと。あくまでも12万平米全体を一体として活用するために、基本計画もできておりますし、実施計画についてもつくり上げていこうとしておりますので、分散した形での計画、農地を含めてでありますけれども、計画については、前に進めないものがありますので、トータル

で買収なり、寄附をいただきながら、計画を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） どうも話を聞きますと、県有地がおくれるから計画ができないと。そういう内容ではないかなと。県有地がおくれるから、全体で使うのは使いたいと。しかし、県有地の譲渡がおくれるから、後の実施計画もされないんだよと。だから、校友会用地も後になってくるんだよと。それは何かおかしいんじゃないでしょうか。朝倉市としては、12万平米を一括して活用しますよということで、今まで県にもアタックされていると、私は思うんですね。そうでしょう。そういうことであれば、県も朝倉市に譲渡しましょうという方向性は決まってないのですか。その辺ははっきりしないと、今の答弁と、何か食い違ってくるところが、私は出てくると思うんです。朝倉市には県がその土地をやりましょうと、有償でも減額譲渡しましょうということを言っていると、私は思っているんですよ。ただ、譲渡が終わってない、その辺の確約ができてないから、どうもできないということになると、下手しよくと、ことし1年、何も計画できんでそのままいくということになる。計画ができなければ、農地もできない、これも後で、今回聞こうと思ってましたけれども、減額譲渡の要件として、県の、朝倉市が活用していきますよということだから、減額譲渡になると思います。今、県のほうには、基本構想が提出されておるという説明を聞きましたので、出されておるとは思いますが、県のほうには譲渡と合わせて、実施計画書は必要ないのか。県有地は実施計画書は必要ないのか、こうして使いますという実施計画書が必要でないのか、必要なのか、その辺の考え方はどうですか。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（井上恒夫君） 再度、確かに申し上げておきますが、県有地の譲渡につきましては、公共目的に使うということで、減額譲渡を受けるということは、県の教育庁なり、知事部局の財産活用課長なり、その事務的な段階で、ただ知事の決裁がおりていないというだけで、そういうことについては確実にお約束ができておるということでございます。

12月末に、県の財産活用課からお見えになって、朝倉市には何の不都合もないんですが、県の全くの事情によりまして、6月議会以降にさせていただきたいと。私は結果的に、12月議会で一般質問に答弁したことは、今で言うならば偽りを答弁したというような、議事録を見たらなります。4月1日には取得しますと、私はここで明言いたしておりました。12月議会の一般質問でお答えするまでは、朝倉市としてはそのように感じておりましたら、全く県の都合で、

その内容というのは、今担当課長が申しあげましたように、本年度に、今の時期に県立高校の統合問題で、県内に11の処分の案件があると。その中には県議会の議決を有する案件もあるものですから、そういうものについて、朝倉市のみこういう理由で減額譲渡するということを出して進めることには、なかなか知事、副知事の印鑑が押せないような状況になりましたと。結果としては、そういう知事の段階に行ってもストップがかかったというふうに、私は承知しております。

市長のほうも、じゃあ、知事に会いに行こうということで計画いたしておりますが、なかなかこういう昨今の事情でございますので、まだ知事と市長が会い出しておらんということですが、再度申し上げますが、県有地の譲渡については、公共目的での減額譲渡という確約ができておると、事務的には確信いたしております。

長引きました関係で、今議員がおっしゃいますような、県条例に定めます公共の利用に合致するかどうかということにつきましては、今まで打ち合わせしました資料に継ぎ足しまして、実施計画的なものも出していく必要があるような、長引いた関係でですね、そういうような事務打ち合わせも出てきておるとは事実でございます。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） ということであれば、それは県の譲渡が、今部長が説明しましたように、いろいろ県内の事情があるから、譲渡が4月1日と言ったのは、ちょっとずれ込みますよと、調整をいろいろせにやならんということは理解しています。それはそれで、私はいいと思うんです。仕方ないと思うんです。県は県の都合があつて、私どもはぴしっと予定どおり、朝倉市が計画しておるとおりの土地が買収できればいいわけですから。

ただ、今言っているのは、実施計画の詳細計画が、今応募があつているのも含めて、県有地がおくれるから、そういう実施計画がまだできないという答弁だから、それはおかしいんじゃないですかと言っているんですね。朝倉市として、県もそれは朝倉市にやるということであれば、中の実施計画をすることに何の支障があるのかなど。家を壊しますよ、もう壊しますよ、どうしますよというのは、譲渡前だからやめてください、活用するのはやめてくださいということになるかもしれませんけれども、そうじゃないでしょう。朝倉市にはやりません。朝倉市はまだ具体的な実施計画ができてないから、実施計画をつくりません。それはおくれたなら、今、おけているわけですから、私はこの期間を活用して、早く煮詰めて、県のその時期になったならば、何でも一緒にできるように、それから、校友会用地の農地についても、今説明がありましたように、

県有地と校友会用地の農地の一体的な活用策の具体的なものがないから、農業委員会としても通じませんよと、その辺はどうなっているんですか、ということで、許可がおりてない、取り下げたということであれば、今のうちにそういうものも、全体を早く煮詰めていくべきであると。何も県の譲渡ができるようになるまで待つ必要はないんじゃないか。

仮に例をとりますと、朝倉市がどこかの工場団地をつくろうと。それは民間の土地でしょう、個人の土地。ここにつくりたいと言って、こういう工場団地をつくるという計画はしているじゃないですか、まだ所有権移転する前に。このくらいの規模でやろうとか。具体的にはどうするということまで、ある程度計画しながら、用地買収には入っていく。そういう計画と、私は一つも変わらんとするわけですね。

そういうことですが、やっぱり、基本的には朝倉市としてのスタンスを、まず早く決めて、実施計画に早く取りかかっていくということが大事ではないかなというふうに思っておるところでございます。

ただ、今そこ辺が決まってないということですが、さっきも柱を申し上げました中に、例をとりますとも、総合体育施設をつくりますという、それはイメージ的には総合体育施設、具体的にちょっと言いますとね。今応募が3社からあっていますが、どういう形で出てきておるかわかりませんが、体育館、グラウンド、あるいは仮に野球場までつくるといったときには、それに伴う駐車場も要るでしょう。大きなスペースが要ってくるわけですね。そういう方向性もまだ、市長は防災機能を持ったあれだと言われてますけれども、財源を含めながら、その辺の計画も、まだ何もないわけですね。そういうものをつくりたいというだけで。これでは、私はいつまでも先に進まないとじゃないか。早く中身を、こういうのをつくると、概略でもつくる。そして、財政的に、今無理であれば、当面は今の体育館、朝農はあるわけですから、当面は、何年か使いましょと、グラウンドも使いましょと。そういう基本構想等にある、計画に合うような形で、それはやっていきますよと。しかし、何年後には財政計画もこうなるから、ここで建てたいとか。財政的に無理であれば、そういう方向でも、私は検討はできると思うんですよ。そういうものは早く出したいなと、その辺をちょっと、済みませんけれども。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（塚本勝人君） 非常に議会の皆様には申しわけないと思いますが、私どもも非常に困っておるわけです。と申しますのが、6万平米と6万平米を分けて、それじゃあ、計画をつくれと言われても、それはできないという結論になったわけです、議論の結果。それで、12万平米を一括して利用すること

によってのみ、その活用ができるんじゃないかということで、早くやれ、早くやれと、私も田中議員みたいに、現場の職員を怒ってから、やかましく言いよったわけです。しかし、今度副市長が、皆さん御承知の結果になっておりますので、教育長をキャップにしまして、チームを、また再検討しておるわけですが、そういうことじゃいかんということで、私がじきじきに知事に会いたいということで、県のほうにお願いをしました。ところが、今はそげな段じゃ、申しわけないが、例の汚職事件がありまして、県のほうもとてもそういう、私に会うような暇がないようでございます。この間から、私、退職金の組合の監事をしておりますので、行ったんですけれども、山本会長の、まだやめてはおられません、その問題で、県もそういう情勢にないと。私は、小島課長という担当課長に会ってきました。どうかしてくれと、早く。私もやめにやならんし、早くどうかしとかにやいかんということで、お願いしましたが、今総務部長が言いますように、やはり県としても、今すぐの回答ができないと、ちょっと待ってくださらんかというのが、県の実情でございます。

今、議員が言われますように、県にかけて、自分たちは何も仕事しよらんじやないかというようなことにとられても仕方がないと思いますが、その辺は、こっちも一生懸命になっておりますけれども、現実がそういうふうでございます。でございますので、あくまでも12万平米を一つの単位としまして、応募者からも、そうしてやらんと、6万平米だけを分けてというわけにはいかんというのが、うちの行政の議論の結果でございますので、甘えて申しわけないんですが、いましばらく、県には何回も行きますので、いましばらくの御猶予を願いたいというのが現実の姿でございます。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） 私が言っているのは、市長が努力されているのは十分わかります。答弁の中で、県有地の譲渡があってないから、計画が、まだつくりづらいですということですから、計画はできるでしょうと、実施計画、私はこう言っているわけです。県が、譲渡はおくれるということは、それはいろいろな事情があるということで、それは理解ができます。市長が行かれたということは聞いてます。ただ、やっぱり本来であれば、12月の議会でありましたように、知事にも、ひとつ朝倉市に、この土地は譲ってくださいと、ぜひとも朝倉市にやってくださいと、朝倉市は水源地ですよと、そういう活用をしていきたいということで、市長は、結論は出なくても、お願いに行かれるだろうと、そこで知事と交渉するわけじゃなく、お願いだと、私は。一国一城の朝倉市の塚本市長が行かれるわけですから、福岡県も知事になかなか取り次がないというのも、私はちょっとおかしいかなと。県も取り次いでいいと思うんです。直

接秘書なら、秘書のほうでも行って、朝倉市の市長が短時間でもいいからお願いに来たいということで、私はお会いできる時間ぐらい取れるんじゃないかなと。朝倉市の一国一城の市長です。県知事が市長と会われんというのは、そんなにないのではないかなと思いますので、ひとつその辺も努力をしていただきたいなど。

それから、ちょっと時間もどんどん過ぎておりますので、確認方々進めさせていただきたいと思いますが、県の事情、それでいいと思いますが、やっぱり何編も言いますように、譲渡前に、今のおくれておる期間を利用して、実施計画を早く煮詰めてもらいたい、朝倉市のスタンスもきちっと決めてもらいたい、そういうふうに思います。

それで、もう一つ確認しますけれども、この前の2月の16日でしたか、全協のときには、校友会用地の寄附のあつておる土地は、農地の部分、それから、裁判中の土地を除いて、4月1日で所有権移転をしていきますと、県の分はおくれますという、予定どおり進めるというお話でありましたが、それはそのとおりでいいんですかね。ちょっとさっきの話が、それもどうもまた、ぶれてきておるような感じがするんですが。

○議長（柴田裕隆君） プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長（伊東功君） 何度も申し上げますけれども、県有地がおくれたことにつきまして、農業委員会に校友会用地内の農地について、農地法第3条の許可申請をいたしましたところ、全体の計画が見えない、だれが何をどうするのかもわからない、一体として使うのであれば、その時期でいいのではないかというふうなことがありまして、そういう指摘がありまして、事務局、それから、地元農業委員さん等とも話をしながら進めてきたわけですが、結果的には、一体として使うものでないと、農地、農地以外を含めて、全体を一体として使う計画でないと、農地法第3条、農地を農地として使う分だけの許可は出せませんというふうなことになりましたので、議員言われますように、県有地が、最短でも6月定例県議会後に譲渡願を出すようになるかと思いますが、そのときには、添付書類といたしまして、実施計画書をつけるようになっておりますので、その実施計画書を早急につくり上げていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） その辺は一貫をしてもらいたいと思いますが、できないということで、早急につくりたいというような答弁のようですが、校友会としても困るんじゃないかなと、私は思います。では、農地の部分の所有権移転登記ができないなら、できるように早くしていかないと

ということと思いますが、それ以外の土地は寄附を予定どおりでももらっていないんじゃないでしょうか。そうせんと、校友会も全然清算の方向性が、いつごろ清算を、多分校友会のほうも清算人を2人ぐらい置かれる形になると思います。校友会はもう解散するわけですから。そうすると、いろいろなこと、管理の問題も出てくるでしょうし、それが朝倉市のこういう計画がおくれて、農地の手続がおくれたから、もらいませんと言うと、校友会は怒るんじゃないでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（塚本勝人君） こういうことを言いますとね、また、逃げておるんじゃないかと言われるような御意見になるかと思いますが、実を言いますと、分けて、県有地と校友会の用地と分けて話を進めたらどうかというふうな話もしたわけですが、県有地がはっきりしないのに、校友会の土地ばかり寄附採納を受けていいのかという議会の質問があったときにどうするかと、一体的な活用をしてこそその朝農跡地ではないかというような議論になりましたときには、どう答弁をするのかということも議論をいたしました。それはやっぱり、いろいろ考えてみますと、県有地と一体にやらないかんじやろうということですが、やはりこういう結果に、おそくなった結果になっておるわけですが、したがって、議会のほうで、校友会用地だけでももらえというようなお許しがあれば、それは当然、早く校友会に御迷惑がかからないように、市のほうで寄附採納を受けてもいいんじゃないかというふうに、私自身は思っております。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） 市長がいろいろ心配されておることも、私は理解をするわけですが、そのことで、ちょっと前段に確認したんです。県がまだ、朝倉市に譲渡するという意思がぐらぐらしているんですかということ、さっき聞いたんですよね。それは総務部長は、何も朝倉市には問題はありませんから、これは朝倉市に来るんですよというような、私は受け方をしたんです。だから、実施計画なり、そういうものはどんどん進められるものは進めていかないと、本来の約束が違っていくんじゃないかなと。朝倉市に対する信頼感というものが、だんだん薄れてきちゃ、せつかく市長が、あなたの任期のときに引き受けたものが何だったのかということになっては困るんじゃないでしょうか。ひとつ、まだいろいろございますけれども、やはり、その辺の実施計画、具体的に進んでいかないと、農地を含めた問題、県の問題、いろいろ問題はあるようでございますが、その辺を早急に煮詰めをして、早い時期で、県のほうも手続が終わっていきますように努力をしていただきたいと思いますし、市長も、4月

22日、まだ50日ばかりあるわけですから、任期中最大限の努力をしていただきたいというふうに、その辺の決意をお願いします。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（塚本勝人君） 県の話が決まらなければということですがけれども、もう1回行きまして、念書でもいただければ、朝倉市に確実に譲渡すると、内容については、しかし、これはなかなか難しいと、私は思いますが、そういう交渉をもう1回行ってみたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） いろいろと、まだお尋ねしたいことはありますけれども、やはり、今何遍も言いますように、その辺が進まないことには、何にも前に進まない。ひとつ、校友会のほうの事情も十分加味をしていただいて、そして、朝倉市としての対応がよかったと言われるような結果になるように、ひとつ御努力をお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次、出しておりますのが、時間もなくなってきましたけれども、朝倉市行財政経営改革プランについてということで、通告をさせていただきます。

最終年度として、総合的な成果をどう評価するのかということでございますけれども、朝倉市が1市2町合併して4年になるわけですがけれども、合併の効果というのは、当然行財政改革だと、基本はそうだと思っております。ただ、この経営改革プランが立てられて、取り組まれてきたというのは、合併効果をさらに高めていこうというようなことで、こういうことが、いろいろ各課で議論され、抽出されて、取り組む項目が50項目ほど上がってきて、21年度、今年度末までで実施をしていこうということで、取り組みがされてきたというふうに理解いたしておるところでございます。

そういうことで、この改革は、当然進めていかにやならないわけですがけれども、改革ありきだけでは、行政サービスが低下をしていくということに、当然になろうと思っておりますので、そうじゃなしに、やはり改革としても市民の理解が得られるような中での改革は、当然進めていかにやならないというふうに思っております。

そういうことで、50項目ほどのメニューを挙げられて、取り組みがなされてきたところでございますが、最終年度といたしまして、全体的な成果をどのように評価をされておるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 議員御質問の行革プランについて、最終年度ということで、総括をされて、結果はどうかと、どういうふうにしていくのかということの御質問でございますが、議員おっしゃいますように、今回の行革

プランにつきましては、三つの経営スタンス、協働型経営、顧客志向型経営、分権型経営という三つのスタンスのもとに、52の具体的なプラン、メニューを挙げまして、取り組んでまいりました。結果としまして、詳しくは、後で全協等で御説明することになると思いますけれども、完了したと判断できるものが52のうち四つで8%、ほぼ完了したと判断できるメニューが16、32%となっております。したがって、ほぼ完了した以上のメニューにつきましては、52のうち20と、全体的な割合としましては38%というふうな状況になっているところでございます。

この4年間の取り組み結果としましては、今申しましたように、ほぼ完了したというメニューは4割弱という結果になっております。この要因につきましては、さまざま考えられるところでございますが、一つは、地元市民の合意が必要なメニューということで、協議時間が不足したもの、また目標としていた導入とか設置についてが、完了しましたけれども、その活用とか推進の部分がまだ十分でないというふうな部分、それから、経済情勢の悪化等によります料金徴収に伴うメニュー等については、市民の負担とか、他自治体との均衡等も考慮しながら、慎重に取り組んでいかなければならないというふうなことでできなかったというふうなものが、主なものとして挙げられているというふうに、整理をさせていただいております。

今後でございますけれども、やはり議員もおっしゃったように、これは合併効果を最大限に高めまして、将来にわたって持続可能な足腰の強い行財政基盤の構築とまちづくりと、新市の朝倉市の礎を築いていくという目的がございますので、十分にその点を踏まえながら進めていきたいと思っております。

また、今後ますます少子高齢化が進行しますし、経済情勢の大幅な回復が見込めないような状況の中で、行革につきましては、今後とも継続的に取り組みが必要であるというふうに感じているところでございます。したがって、今回の取り組み結果を踏まえ、来年から新たにスタートいたします第2期行革プランにつきましては、今回完了できなかったメニューにつきましては、完了させることを目標として、継続的に取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） 総体的に40%弱だと。私は50%超しているのかなというふうに思っておりましたけれども、私が思ったより、ちょっと低いなというふうに思っております。

やはり、こういう取り組みというのは、非常に職員が一丸となって、改革意識というものを持った中で、そして、どう住民サービスを高めていこうかとい

う、そういう中で取り組んでいかないと、前に進まないんじゃないかな。メニューに挙げたけれども、難しいと、途中あきらめればそれまでですから、やはりそういうスタンスでやっていかにやならないと思いますけれども、結果等は、今説明あったような結果でございますけれども、やはり全体を一遍反省をしていただいて、お互いに何でできなかったのか、そういう課題を見出していかないと、ただ継続しますだけでは、これは成功しないと思います。だから、やっぱり何が問題でできなかったのか、あるいはできたものについては、次の課題はないのか、住民に対してはどうなのか。そういう全体反省を、私はしていただいて、そして、次の、2次行財政経営改革を引き続きやっていくということでございますので、そういう中に、ひとつ反映をさせていただいて、改革は改革として進めていただきたいと思います。

それは総合的な感覚でそうですけれども、中の一つとしてお尋ねしますけれども、これは以前から、行財政評価システムの構築をやっていきますということで、総務部長もずっと答弁をしてくれておったところでございます。そういうことで、この行財政評価システムの構築がどういう結果に、今なっておるのか、いろいろ課題もあろうと思いますけれども、その結果をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課長。

○企画政策課長（藤本具彦君） 議員質問の行政評価システムの状況と今後ということでございますけれども、合併後の行政評価の取り組みにつきましては、もう御承知かと思えます。それを受けまして、平成21年度の取り組みといたしましては、まず、当初予算時に財政係と共同で、21年度の新規事業、また合併特例債事業等につきましてはの事前評価を実施いたしております。また、昨年につきましては、御承知のように、地域経済活性化対策の臨時交付金につきましても、朝倉市として有用な、また、市民に直結したような事業につきましてはの評価をしながら、対象事業を絞り込んだ作業を行っているところです。また、22年度当初予算につきましても、新規事業、また、合併特例債事業等の評価についても行っているところでございまして、経済対策につきましては37事業に絞り込んでおりますし、22年度につきましても86事業の事前評価を行っているところでございます。

また、ことしは評価システムが事前事後評価というサイクルをつくっていく必要がございますので、試行的に事後評価を取り入れて、ことしは試行的にやらせていただいております。この試行につきましては、段階的に事務事業評価制度を整備していくという一環で行っておるものでございまして、事務事業評価に対する職員の認識を深めてもらうとともに、今後導入するための課題抽出

を目的として実施いたしております。総合計画の実施計画に記載されました257事業の中から、各課、企画サイドでの選定でお願いさせていただいておりますけれども、各課2事業、60事業につきまして、実施をさせていただいております。

これにつきましても、結果が出ておるところでございますが、一つは事務事業評価の単位が、くくりが大きかったり、小さかったりということで、大小の関係がございまして、一概的に判定ができなかったというような反省点もございしますので、こういった事業単位の整理とかを十分関係課と打ち合わせしながらやっていかなければならないというふうに思っております。

ただ、この部分は、非常にシステム構築の上では体系化の統一と整備ということでは重要になっておりますので、多少時間がかかるかもしれませんが、十分に活用できる、体系が統一された評価ができるシステムとなるためには、時間をかけてでもやっていきたいというふうに思っているところです。

今後でございまして、やはり事務事業評価は限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げる、また、市民の負託にこたえた必要な事業をやっていくと、優先順位を決めてやっていくという部分と、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等も含めまして、重要なシステムと、手法と認識しておりますので、今後とも総合計画の基本計画と連動した形の中で、より有用な、実効あるシステムとして活用していきたいというふうに思っております。

また、次のステップとしましては、議員もおっしゃってございましたけれども、予算と連動したシステムの構築なり、また、市民の皆様方といいますか、外部評価の導入も含めた、本当に機能していくような行政評価づくりを進めていきたいと思っております。

また、庁内的には、職員がまず理解していただいて、そしてわかりやすい、使いやすい仕組み、ツールとなるようなことも、あわせてなるようなシステムということで、構築を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） もう、ちょっと時間もなくなってきましたんですが、やっぱり今課長が言いますように、一遍できれいな、やりやすいシステムができるというふうには、私も理解しておりませんが、これを構築して、改善をして、全職員が使いやすい、そして公平な形で評価できるような、そういうシステムというものに改善を、年々していく必要が、私はあるんであろうということですので、この評価システムというのは、今の時代の中には、国も仕分け事業をやっているというようなこともございますし、公平公正な合併後の事務事業を推進するためにも、ぜひとも私は必要なことであろうと思っております。

ので、ひとつ今後も努力をしていただきたい。これはもう回答要りませんので、お願いをしておきたいと思います。

次に、補助金の見直しは進んでいるのかということで出しております。ちょうど私は平成20年9月の議会で、補助金の見直しということで一般質問をさせていただきました。そのときの答弁で、19年度の補助金のベースといたしまして、補助金の見直しをしましたら、185件あって、5億円が削減対象でありましたということでした。この補助金を対象に検討をいたしましたら、5億円の10%、5,000万円を見直すこととして検討しましたら、5,000万円のうち19年度の見直しで900万円が、具体的に削減することができましたという答弁をいただいております。多くの補助金が交付されているわけでありますが、やはりプランの中にも見直しがされておるわけでございますので、全体を見た中で、残りの部分、継続して見直しをしてこられたとっておりますが、残りの部分、しますと、5,000万円の900万円ですから、4,100万円ですか、この結果がどうなってきたのか。それはいろいろ補助金の交付時期の満了期の部分もあるかもわかりません。あるいは途中でやめた部分も、いろいろ要素はあろうと思えますけれども、総合的に予定どおり見直しができていったのか。19年のベースでいいですから、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（柴田裕隆君） 総務財政課長。

○総務財政課長（渡邊義明君） 補助金の見直しは進んでおるかという御質問ですが、議員言われますように、平成20年9月議会におきまして、補助金は5億円、10%の削減で5,000万円、で、900万円ということを行いました。その後の経過ですが、20年度の決算及び21年度の決算見込み、それから、22年度の当初予算を編成する中で、10%を超えた11.5%、約5,800万円削減できております。主な要因といたしましては、削減見直しによる減が2,622万円、事業の収入によるものが1,658万円、使用料年限到達による減が870万円と、そういったもので削減ができました。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員。

○4番（田中保光君） この辺も補助金というのは、1市2町合併しております。そのまんま持ち込んだものも、いろいろあろうと思えます。実態に合うもの、合わないもの、そういうものを含めると、やはり朝倉市として公平な事務事業をしていくためには、そういうものもすべて洗い直しをして、見直しをしていく必要があるんじゃないかなと。そして、見直した部分があるならば、減らした部分の中から、コミュニティ事業を、今立ち上げていっているわけですから、今、分権問題も、地域主権という言葉もあります。このコミュニティというのも、地域は地域でやっていただくこうという形でありますので、そうい

う地域に対応していったものを見直しをして、使いやすい形で、また地域に還元をして、新たな形で活用されるというものも十分検討していただけたらいいかなというふうに思っております。

時間がなくなりましたので、終わりますけれども、市長も職員の方も、まだまだ残された期間があります。ひとつ最後まで、朝倉市の活性化、あるいは将来を見据えて、最後まで頑張ってください、よかったなど、お疲れさまという事で終わっていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田裕隆君） 4番田中保光議員の質問は終わりました。

以上で、本日の一般質問を終わり、残余については、5日午前10時から本会議を開き、続行いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時10分散会